

令和5年度高知県職員（航海士）採用選考考査実施要領

令和5年6月28日

高 知 県

1 募集（採用予定）人員

1名

2 受験資格

次の（1）から（5）までに該当する人

- （1）昭和59年4月2日以降に生まれた人
- （2）船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条に規定する六級海技士（航海）以上の免許を有する人又は令和6年4月30日までに当該免許を取得する見込みの人
- （3）船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の3に規定する二級小型船舶操縦士以上の免許を有する人又は令和6年3月31日までに当該免許を取得する見込みの人
- （4）日本国籍を有する人
- （5）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等に定められている次のいずれにも該当しない人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 高知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

3 応募（受験）の手続き

（1）申込方法

ア インターネットによる申込み

高知県総務部人事課のホームページから「高知県職員採用試験等申込システム」にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力のうえ、受付期間中に送信してください。

また、本申込み完了後、面接カードに次の書類を添えて、令和5年7月28日（金）までに高知県総務部人事課へ提出してください。

- (ア) 海技免状（免許証）を有する人にとっては、当該免状の写しを1部（取得見込みの人にとっては、取得に必要な乗船履歴等（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第25条から第33条までに規定する乗船履歴等）を有することが確認できる書類一式）
- (イ) 小型船舶操縦士の免許を有する人にとっては、当該免許証の写し1部

【事前登録を行う前に受信設定をご確認ください。】

事前登録で入力いただいたメールアドレス宛に事前登録完了等のお知らせメールをお送りします。受信設定をされている場合は、事前に

「kochi@mail.axol.jp」からのメールが受信できるように設定してください。

【申込みは、「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。】

まず、事前登録を行い、ID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして「本申込み」を行ってください。ID番号とパスワードは、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。

「本申込み」は、申込書の登録、証明写真データの登録まで済ませて完了となります。

本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に高知県総務部人事課へお問い合わせください。

証明写真データの登録は、以下のことに注意のうえ、データを準備してください。

- ・顔写真は、脱帽・正面向きで撮影してください。
- ・ファイル形式は、.jpg、.jpeg、.pngのみとなります。
- ・ファイルの推奨サイズは、縦560ピクセル、横420ピクセル、縦横比4×3の比率です。
- ・アップロードできる画像サイズは最大2MBまでです。
- ・印刷した証明写真を撮影したものや、背景が無地となっていないものは使用しないでください。

受付期間内に「本申込み」が完了しなかった場合は、受験できません。

インターネットで申し込む場合、受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが込み合う恐れがありますので、余裕を持って申込みを行ってください。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

イ 郵送又は持参による申込み

申込書及び面接カードに次の書類を添えて、高知県総務部人事課へ提出してください。

(ア) 海技免状(免許証)を有する人にとっては、当該免状の写しを1部(取得見込みの人にとっては、取得に必要な乗船履歴等(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第25条から第33条までに規定する乗船履歴等)を有することが確認できる書類一式)

(イ) 小型船舶操縦士の免許を有する人にとっては、当該免許証の写し1部

(2) 受付 ※受験票は交付しません。当日試験会場においでください。

ア インターネットによる申込み

令和5年6月28日(水)午前9時00分から同年7月28日(金)

午後5時15分までの間、受験の申込みを受け付けます。

イ 郵送又は持参

令和5年6月28日(水)から同年7月28日(金)までの間、高知県総務部人事課で受け付けます。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵便による申込みは、令和5年7月28日(金)必着です。

4 選考考査実施内容等

(1) 試験の日時及び場所

日 時	場 所
令和5年8月20日(日) 午前8時30分から	高知市丸ノ内2丁目1-19 高知県職員能力開発センター

(2) 試験種目及び内容

種 目	内 容
論 文 試 験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験
適 性 検 査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
口述(面接)試験	人物、人柄等についての個別面接による試験

(3) 各種目の配点

種目	論文試験	口述(面接)試験	総合得点
配点	100点	100点	200点

5 申込状況の発表

申込状況を随時、高知県総務部人事課のホームページ
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110901/>に掲示します。

6 合格発表の時期

令和5年9月上旬に合格者の受験番号を高知県総務部人事課のホームページに掲示するとともに、受験者に直接通知します。

7 任命等

(1) 採用の時期

令和6年4月1日(ただし、すでに六級海技士(航海)以上の免状及び二級小型船舶操縦士以上の免許を有している人については、それ以前に採用される場合もあります。)

なお、六級海技士(航海)以上の免状及び小型船舶操縦士免許を未取得の人にあつては、「2 受験資格」(2)及び(3)に記載する期日に所定の要件を満たしていない場合は、採用されません。

(2) 勤務場所等

主に、水産振興部漁業管理課漁業取締船に配属され、漁業取締船の運航・管理、漁業違反の摘発・捜査等の業務を行います。水産振興部の本庁各課で、漁船建造の許認可、漁船及び小型船舶の登録・指導検査業務に従事することがあります。

なお、専門分野や適性に応じ、試験区分以外の業務(事務)に従事することもあります。

(3) 初任給等

令和5年4月1日現在の初任給は、水産高校専攻科を修了し、資格要件を満たす人で例示すれば、169,800円ですが、採用前の職歴等に応じて加算される場合があります。

また、このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する人には、扶養手当、通勤手当等が支給されます。

8 試験成績の開示

受験者は、次により成績の開示を請求することができます。

(1) 対象者

受験者全員

(2) 請求期間

合格発表日の翌日から3か月以内

(3) 請求の方法

試験当日に「試験成績開示請求書」を配布します。必要事項を記入の上、返信用封筒（定型、縦14～23.5cm×横9～12cmの大きさのもの）を同封して、郵便等により高知県総務部人事課へ請求してください。

なお、返信用封筒には必ずあて先を記入し、返信用切手404円分（簡易書留相当分）を貼ってください。

9 その他注意事項

受験票は、試験当日に試験会場で交付します。また、試験当日は次のものを携行し、午前8時30分までに試験会場に集合してください。

○鉛筆（HB数本） ○消しゴム

○時計（携帯電話や計算機能付きのものは使用できません。）

10 選考考査の申込み及び問い合わせ先

高知県総務部人事課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

電話番号 (088)823-9163(直通)

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110901/>

E-mail: 110901@ken.pref.kochi.lg.jp（左記メールアドレスは問い合わせ専用です。

電子メールでの申込みはできません。）

11 試験会場案内図

高知県職員能力開発センター（会場入口は、北側（丸の内高校側）にあります。）



※ 試験会場には、駐車場がありませんので、車の乗り入れを禁止します。